

平成29年2月秋田市議会定例会追加提出予定案件

	件名	説明																								
	<p>本条例案は、平成29年2月14日に今定例会に提案した議案第32号(件名同じ)を取り下げ、内容を修正の上、3月16日に改めて提案を予定しているものです。</p>																									
1	<p>秋田市新屋ガラス工房条例を設定する件</p> <p>○要旨</p> <p>1 新屋地区における地域の歴史と文化を伝承し、地域資源を生かした住民主体のまちづくりを推進するため、ガラス工芸をはじめとする美術および工芸(以下「ガラス工芸等」という。)を通じたものづくりの振興と地域交流等を行う秋田市新屋ガラス工房を秋田市新屋表町5番2号に設置する。</p> <p>2 工房において行う事業は、ガラス工芸等を通じた地域づくりに関すること等とする。</p> <p>3 工房の施設(公の施設の機能を有するものに限る。)は、ガラス工房、アトリエおよびギャラリー(以下「ガラス工房等」という。)とする。</p> <p>4 ガラス工房等を使用することができる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ガラス工房</p> <p>ア ガラス工芸品の制作について経験があり、ガラス工芸の技能および専門知識を有すると市長が認める者</p> <p>イ ガラス工房を使用することにより、市のガラス工芸産業の振興に寄与すると市長が認める者</p> <p>(2) アトリエ</p> <p>ア 美術および工芸の創作活動を行う者</p> <p>イ (1)のア又はイに該当する者</p> <p>(3) ギャラリー</p> <p>ア 作家として、自ら制作した美術作品又は工芸作品の展示を行う者</p> <p>イ アに掲げるもののほか、市長が認める者</p> <p>5 ガラス工房等を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないこととする。</p> <p>6 ガラス工房等およびその附属設備の使用料の額は次のとおりとし、許可をする際に徴収すること等とする。</p> <p>(1) ガラス工房の附属設備の使用料</p>	<p>○設定理由</p> <p>新屋ガラス工房(以下「工房」という。)を設置し、施設の使用料等を定めるため、この条例を設定しようとするもの</p> <table border="1" data-bbox="311 1657 1364 2016"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コールド加工機</td> <td>1人1時間につき</td> <td>280円</td> </tr> <tr> <td>ガラス溶解炉、徐冷炉、グローリーホール(中型)</td> <td>一式(1ベンチ) 4時間につき</td> <td>4,950円</td> </tr> <tr> <td>ガラス溶解炉、徐冷炉、グローリーホール(大型)</td> <td></td> <td>5,230円</td> </tr> <tr> <td>電気炉(8キロワット)</td> <td>24時間につき</td> <td>860円</td> </tr> <tr> <td>電気炉(12キロワット)</td> <td></td> <td>1,430円</td> </tr> <tr> <td>電気炉(31.5キロワット)</td> <td></td> <td>3,750円</td> </tr> <tr> <td>電気炉(60キロワット)</td> <td></td> <td>6,860円</td> </tr> </tbody> </table>	品名	単位	金額	コールド加工機	1人1時間につき	280円	ガラス溶解炉、徐冷炉、グローリーホール(中型)	一式(1ベンチ) 4時間につき	4,950円	ガラス溶解炉、徐冷炉、グローリーホール(大型)		5,230円	電気炉(8キロワット)	24時間につき	860円	電気炉(12キロワット)		1,430円	電気炉(31.5キロワット)		3,750円	電気炉(60キロワット)		6,860円
品名	単位	金額																								
コールド加工機	1人1時間につき	280円																								
ガラス溶解炉、徐冷炉、グローリーホール(中型)	一式(1ベンチ) 4時間につき	4,950円																								
ガラス溶解炉、徐冷炉、グローリーホール(大型)		5,230円																								
電気炉(8キロワット)	24時間につき	860円																								
電気炉(12キロワット)		1,430円																								
電気炉(31.5キロワット)		3,750円																								
電気炉(60キロワット)		6,860円																								

(2) アトリエの使用料

施設	単位	金額	
		基本使用料（8時間以内）	延長使用料（1時間につき）
アトリエ	1室につき	770円	90円

(3) ギャラリーおよび展示台の使用料

区分	単位	金額
ギャラリー	全面	1日につき 8,110円
	半面	4,050円
展示台	1台1日につき	20円

備考

- 1 営利を目的としてギャラリーを使用する場合の使用料の額は、この表に基づき算定した額の2倍に相当する額とする。
- 2 展示の準備又は展示物の撤去等の場合の使用料の額は、この表の規定に基づき算定した額の5割に相当する額とする。
- 7 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができることとする。
- 8 既納の使用料は、原則として還付しないものとする。
- 9 市長は、工房の使用の制限等を行うことができることとする。
- 10 ガラス工房等は、許可を受けた目的以外の使用等を禁止することとする。
- 11 ガラス工房等の使用者は、特別の設備又は既存の設備の変更をする必要があるときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならないこととする。
- 12 工房の使用者は、その使用を終えたとき等は、原状に回復しなければならないこととする。
- 13 工房の使用者は、工房の施設又はその附属設備を損傷し、又は滅失したときは、損害を賠償しなければならないこととする。
- 14 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとする。

○施行期日等

平成29年7月15日から。ただし、使用の申込みは同年6月15日から受け付ける。